

今月から介護保険料普通徴収が はじまります

市では、毎年7月に前年の所得などに応じて65歳以上の人（第1号被保険者）のその年度の介護保険料を決定し、保険料納付通知書などをお送りしています。（左表参照）

なお、40歳～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）の介護保険料は、その人が加入する医療保険者が算定し、医療保険の保険料と併せて徴収しますので、納付手続きは必要ありません。

平成20年度の介護保険料

所得段階	対象者	算定式	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.5	18,600円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.625	23,200円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	27,900円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人 ・税制改正に伴う第1段階からの経過措置対象者 ・税制改正に伴う第2段階からの経過措置対象者 ・税制改正に伴う第3段階からの経過措置対象者	基準額 基準額×0.83 基準額×0.83 基準額×0.91	37,200円 30,800円 30,800円 33,800円
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人 ・税制改正に伴う第1段階からの経過措置対象者 ・税制改正に伴う第2段階からの経過措置対象者 ・税制改正に伴う第3段階からの経過措置対象者 ・税制改正に伴う第4段階からの経過措置対象者	基準額×1.25 基準額×1 基準額×1 基準額×1.08 基準額×1.16	46,500円 37,200円 37,200円 40,100円 43,100円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	55,800円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.625	60,400円

・保険料は、100円未満を切り捨てた金額です。

・平成17年度税制改正（高齢者非課税措置の廃止）により所得段階が上がった人（つぎの①または②に該当する人）については、平成20年度においても、保険料を低く設定する経過措置がとられます。（表の網かけ部分）

①平成19年の合計所得金額が125万円以下で平成20年度の住民税が課税されている人で、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上の人

②上記①の人と同一世帯に属する人で、平成20年度の住民税が非課税、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上の人（同一世帯に属する世帯主およびすべての世帯員が、平成20年度の住民税が非課税であるかまたは上記①に該当する場合に限ります。）

▼保険料の納付

①特別徴収（年金天引き）の人
7月15日（火）に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を発送します。

対象 平成20年4月1日現在、市内在住で65歳以上の

人であり、平成20年4月の年金受給時に、年額18万円以上の老齢・退職年金、遺族年金または障害年金を受給している人

納期 年金受給月（4・6・8・10・12・翌年2月）

納付方法 年金から天引き

※平成19年度の途中で65歳になった人、幸手市に転入した人は、昨年10月、12月、今年2月のそれぞれ

1日現在での年金の受給状況により、今年の4月、6月、8月の年金から特別徴収となります。

②普通徴収（年金天引き以外）の人

対象 年金が年額18万円未満の人や、年度途中で65歳になった人など

納期 7月から平成21年2月までの毎月（8回）

納付方法 7月15日（火）に

発送する「介護保険料納付通知書」で、最寄りの金融機関などで納付（口座振替もご利用いただけます。）

▼特別徴収の「仮徴収」
特別徴収には、「仮徴収」と「本徴収」があります。

仮徴収 平成20年度の年額保険料が決定される前に、平成19年度2月期の介護保険料と同額を仮の保険料として4・6・8月の年金から天引きさせていただきます。

本徴収 7月に決定した年額保険料から仮徴収分を差し引いた額を10・12月、翌年2月の年金から天引きさせていただきます。

▼仮徴収額の平準化
4・6・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月と同額となりますが、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなることがあるため、年間を通じてできるだけ均等な額となるよう6月と8月の徴収額が変更となる場合があります。

問合せ 介護福祉課 ☎(43) 8444・FAX(43) 5600

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の 保険料について7月に個人通知を行います

①普通徴収の対象の人・・・「保険料納付通知書」を送ります。銀行・郵便局の窓口や口座振替で納期限内に納めてください。

②特別徴収の対象の人・・・「保険料額決定通知書」を送ります。10月・12月・2月の年金から天引きさせていただく保険料のお知らせです。

なお、①の普通徴収と②の特別徴収の両方の通知が届く人がいます。詳しい内容は、通知書に同封する「案内文」をご覧ください。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 147・FAX(43) 1125

(7)

市内38か所にAEDを設置しました

▼公共施設		
1	幸手市役所	東4-6-8
2	消防本署	東4-5-10
3	消防西分署	大字下川崎10
4	コミュニティセンター	香日向4-5-2
5	ウェルス幸手	大字天神島1030-1
6	さくらの里	大字千塚10-1
7	なのはなの里	東3-9-21
8	第1保育所	大字幸手2265
9	第2保育所	栄3-69
10	第3保育所	大字円藤内113
11	児童館	大字幸手1958-1
12	老人福祉センター	大字木立1513
13	勤労福祉会館	中3-1-35
14	吉田幼稚園	大字惣新田1478
15	中央公民館	緑台2-1-7
16	西公民館	大字千塚117
17	北公民館	大字内国府間867
18	南公民館	大字上高野1194
19	東公民館	大字下宇和田58-6
20	アスカル幸手	大字平須賀2380-1
21	B & G海洋センター	大字木立1779-3
22	武道館	大字幸手1957-1
23	ひばりヶ丘球場	大字木立1929
24	図書館	緑台2-5-25

6月2日(月)に、市民が多く訪れる市役所を始め、市内小・中学校全校やアスカル幸手、各公民館などの公共施設にAEDを設置しました。

AEDは、傷病者の胸に電極パッドを装着し、音声指示に従って機器を取り扱うだけです。誰でも使用することができます。なお、市内医療機関にも設置しています。

問合せ 政策調整課 ☎(43)1111 内線242

FAX(43)3783

▼市内小・中学校		
1	幸手小学校	中3-11-41
2	権現堂川小学校	大字神明内570
3	上高野小学校	大字上高野1009
4	吉田小学校	大字惣新田3159
5	八代小学校	平須賀1-14
6	行幸小学校	大字円藤内460-2
7	長倉小学校	大字下川崎242
8	香日向小学校	香日向4-5-1
9	さかえ小学校	栄2-90
10	さくら小学校	大字幸手72
11	幸手中学校	北1-7-4
12	東中学校	大字平須賀2912-3
13	栄中学校	大字吉野517-1
14	西中学校	大字下川崎387

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

税源移譲による税制改正では、住民税で増額された分は所得税が減額され、税負担の増減が生じないようになっています。しかし、平成19年中の所得が大きく減少し所得税が課税されなかった場合、所得税で減額することができず、住民税だけが増額となってしまいます。

この負担増をなくすため、平成18年中と平成19年中の所得変動に伴う負担増が生じる場合、平成19年度分の住民税(個人)を税源移譲前まで減額する措置が設けられています。

【対象者】

aとbの両方をみたす人

a 平成19年度分の住民税に係る課税所得金額(分離課税 > 所得税と住民税の人的控除の差の合計額分を除く)

b 平成20年度分の住民税に係る課税所得金額(分離課税 ≤ 所得税と住民税の人的控除の差の合計額分を含む)

【減額となる税額】

平成19年度分の合計課税所得金額に、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。(既に納付済みの人は還付します。)

【申告書の発送】

平成19年および平成20年の1月1日現在に市内在住で、この措置の対象となる人には、6月下旬に関係書類を発送しています。該当する人で書類が届いていない場合は税務課までご連絡ください。

【申告の方法】

7月1日(火)～31日(木)までに、平成19年度の住民税(個人)を課税している市町村に申告します。

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線132

FAX(43)1125